

金山町遠距離通勤生活応援事業

若者定住対策及び少子化対策の一環として、金山町に住みながら遠距離通勤により町外で働く若者、町外で働きながら子育てをする者に対して支援を施すことにより、若者や子育て世帯の本町定住や本町への移住を促進し、若者や子育て世帯の生活の充実と環境の整備を図ること。ひいては金山町の将来を担う人材の成長・育成を応援する事業です。

対象者の要件

- ① 若者（40歳未満）においては、只見町・昭和村・三島町・柳津町以外の町外の勤務地に勤務している方（通勤手段は不問）
- ② 若者以外の方（40歳以上）においては、0歳から18歳（高校生）までの扶養が1人以上いる方（ただし、小中学生については町立学校に、高校生については福島県立川口高校に通学している児童・生徒に限る。）で、かつ只見町・昭和村・三島町・柳津町以外の町外の勤務地に勤務している方（通勤手段は不問）
- ③ その勤務日数が、一月当たり15日以上の方
- ④ 金山町に住所を有し、金山町に永住する意思がある方
- ⑤ 町税等を滞納していない方
- ⑥ ①、③～⑤または、②～⑤までの要件を全て満たす方

※ 世帯内に複数名の対象者がいる場合は、世帯内につき1名に限る。

支援内容

- ・一月当たり5,000円分（5,500円分の綴り1セット）の「妖精の里商品券」を支給
- ・年度内第1回の対象月を前年度10月から当年度3月までとし、当年度4月に半年間分をまとめて支給（満額で30,000円分）、第2回の対象月を当年度4月から9月までとし、当年度10月に半年間分をまとめて支給（満額で30,000円分）

事業スケジュール

- 3月～ 当初予算議決後、事業を町民へ周知
- 4月 対象者から第1回申請書の受け付け開始
- 4月 第1回申請締め切り・審査
- 5月 第1回支援対応（妖精の里商品券の半年間分の支給）

- 4月～ 事業を町民へ周知
- 8月 対象者から第2回申請書の受け付け開始
- 9月 第2回申請締め切り・審査
- 10月 第2回支援対応（妖精の里商品券の半年間分の支給）